

## 学校法人跡見学園への寄付金に対する税制優遇措置について ～法人・企業等の場合～

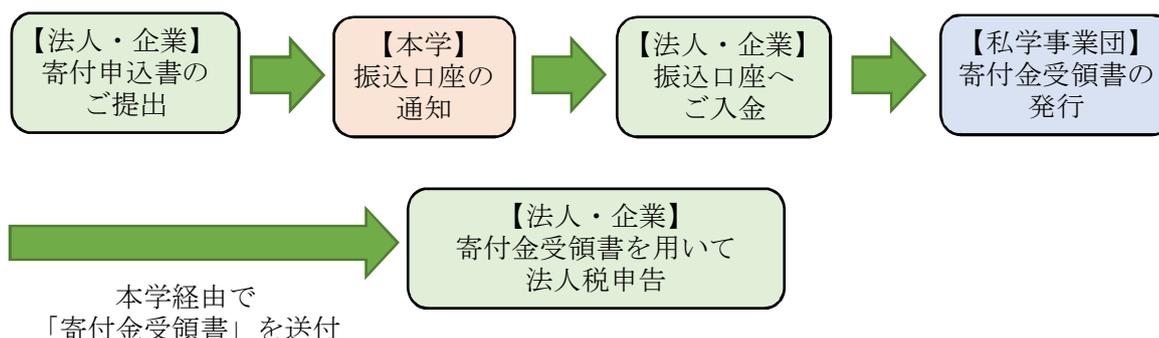
法人・企業等からの本学への寄付は、寄付金額を当該事業年度の損金に算入することが可能です。損金算入にあたっては、下記のいずれかの優遇措置を受けられます。

寄付制度	損金算入限度額
<p>①受配者指定寄付金</p> <p>※私学事業団を通じて行う寄付。</p>	<p><b>寄付金の全額を損金に算入可能</b></p>
<p>②特定公益増進法人に対する寄付金</p> <p>※本学に直接行う寄付。</p>	<p>下記の a、b の合計を上限として損金に算入可能</p> <p>a. 一般寄付金の損金算入限度額</p> $\left[ \text{資本金等の額} \times \frac{\text{事業年度月数}}{12 \text{ か月}} \times 0.25\% + \text{所得の金額} \times 2.5\% \right] \times \frac{1}{4}$ <p>b. 特定公益増進法人の損金算入限度額</p> $\left[ \text{資本金等の額} \times \frac{\text{事業年度月数}}{12 \text{ か月}} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\% \right] \times \frac{1}{2}$

### ①受配者指定寄付金について

日本私立学校振興・共済事業団を通じて行なう寄付制度です。お申込みの際は、私学事業団所定の「寄付申込書」をご提出いただきます。書類等についてご案内しますので、事前に募金事務局（03-3941-4100）へお問い合わせください。

寄付からの大まかな流れは以下の通りとなります。なお、諸手続の関係上、ご入金から受領書の発行まで約2か月程度のお時間が必要となります。決算日近くにご寄付をお申込みの場合はご注意ください。



## ②特定公益増進法人に対する寄付金について

本学に直接ご寄付いただく寄付金です（本学は文部科学省から特定公益法人である旨の証明を受けています）。ご寄付いただきますと、本学から「寄付金受領証明書」と「特定公益増進法人であることの証明書（写）」をお送りいたします。両書類は、寄付金が本学に入金されてから2週間程でお送りいたします。インターネットによる寄付申込みも可能です（インターネットによるお申込みの場合、システム上入金の確認は翌月末となります。また、クレジット決済の場合には、口座引き落とし後翌月末の確認となりますのでご了承ください）。ご不明な点がございましたら、募金事務局（03-3941-4100）へお問い合わせください。